

2

隔日勤務者の拘束時間、休息期間

※ 車庫待ち等の自動車運転者については「3 車庫待ち等の自動車運転者」を参照

1

1か月の拘束時間

(改善基準告示第2条第2項第1号)

【原則】

隔日勤務者の1か月の拘束時間は262時間以内です。

【例外】

地域的事情その他の特別な事情がある場合において、労使協定(P24参照)があるときは、1年のうち6か月までは、1か月の拘束時間を270時間まで延長することができます。



・「地域的事情その他の特別な事情」とは？

例えば、地方都市における顧客需要の状況、大都市部における顧客需要の一時的増加等をいいます。

(労使協定で定める事項)

- ・ 協定の対象者
- ・ 1年について各月の拘束時間
- ・ 協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続等



・「隔日勤務」とは？

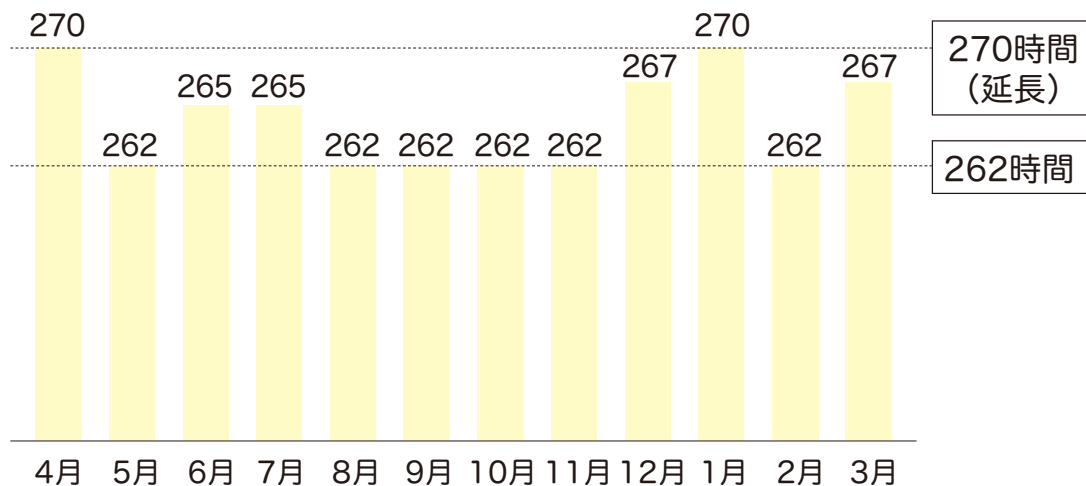
始業及び終業の時刻が同一の日に属さない業務をいいます。

2労働日の勤務を一勤務にまとめて行うものであり、深夜時間帯における公共交通機関としての役割を果たすタクシー業において、都市部を中心に広く採用されている勤務形態です。

〈ポイント〉各月の拘束時間の調整

限度を超えないよう各月の拘束時間を調整する必要があります。

(図)【例外】1か月の拘束時間



2

2 暦日の拘束時間、2 暦日の休息期間

(改善基準告示第2条第2項第2号、第4号)

① 2 暦日の拘束時間(改善基準告示第2条第2項第2号)

**隔日勤務者の2 暦日の拘束時間は、22時間以内、かつ、
2回の隔日勤務を平均し、隔日勤務1回当たり21時間以内です。**

〈ポイント〉2回の隔日勤務を平均し隔日勤務1回当たり(2回平均1回の隔日勤務)の拘束時間の計算方法

- ・ 2回平均1回の隔日勤務の拘束時間の算定に当たっては、特定の隔日勤務を起算点として、2回の隔日勤務に区切り、その2回の隔日勤務の平均を計算します。
- ・ この特定の隔日勤務の拘束時間が改善基準告示に違反するか否かは、次の①②のいずれもが21時間を超えた場合に、初めて違反と判断されます。

- ① 特定の隔日勤務の拘束時間(A時間)と特定の隔日勤務の前の隔日勤務の拘束時間(B時間)との平均
- ② 特定の隔日勤務の拘束時間(A時間)と特定の隔日勤務の次の隔日勤務の拘束時間(C時間)との平均

特定の隔日勤務の前の隔日勤務	特定の隔日勤務	特定の隔日勤務の次の隔日勤務
B時間	A時間	C時間

$$\frac{B時間 + A時間}{2} \quad \text{と} \quad \frac{A時間 + C時間}{2}$$

が、いずれも21時間を超えた場合に初めて改善基準告示違反

② 2 暦日の休息期間(改善基準告示第2条第2項第4号)

**隔日勤務者の2 暦日の休息期間は、勤務終了後、継続24時間以上与えるよう
努めることを基本とし、継続22時間を下回ってはなりません。**

〈ポイント〉日勤勤務と隔日勤務の併用

日勤勤務と隔日勤務を併用して頻繁に勤務態様を変えることは、労働者の生理的機能への影響に鑑み認められません。

日勤勤務と隔日勤務を併用する場合には、制度的に一定期間ごとに交替させるよう勤務割を編成しましょう。